令和四年第八回雄武町議会定例会会議録(第二日目)

令和四年十二月九日 午前 十時 ○○分開会

※請願部分のみ抜粋

◎請願第二号 平岡医師の再任を求める請願について

例会において付託しました総務文教常任委員会から審査報告書が提出されていますので委員長の報告を求めます。 啓史君) 日程の十三、請願第二号 平岡医師の再任を求める請願についてを議題といたします。 溝田総務文教常任 令和四年第六回定

委員会委員長。

平岡医師の再任を求める請願書について。 査を付託された議件について、会議規則第七十七条の規定により次のとおり審査結果を報告します。 求め、委員会としても審議を重ね、様々な意見がありましたが、審査結果として不採択とすべきものと決定した次第であります。以 回の総務文教常任委員会に付託された請願については十月十一日から十一月三十日までの計六回の審査を行い、参考人からの意見を ○総務文教常任委員長 報告を終わります。 (溝田 昌志君) 審査結果、令和四年請願第二号を原案不採択とするべきもの。委員会における経緯は、今 付託議件審査報告について。令和四年第六回定例会において総務文教常任委員会にその審 付託議件、 令和四年請願第二号

○議長(橋詰 啓史君) 説明が終わりました。 これより質疑を行います。 皆様に申し上げます。 十二時近いですがこのまま議案の

審議を続けたいと思いますのでご了承願います。

「討論」という声あり。】

○九番(長野 一点だけお伺いいたしたいというふうに思います。この原案不採択という結果でございますけども、大まかな理由と言いますか、そ 点があればお知らせ願いたいというふうに思います。 (橋詰 啓史君) 今、委員長から説明がございました。この後、 ただいま討論 の申出がありました。それでは質疑をまず行います。長野議員。 討論になるというふうに思いますけども、 委員長のほうに

①議長(橋詰 啓史君) 溝田委員

た。そして、町長が今までの経緯から踏まえて現実的には無理じゃないかなという意見もございました。そういうことを勘案して様 方針の違い、これが大きいものであります。また町長が平岡医師に対して人間性に対しての疑問を持っていることが挙げられまし 々な意見をいただきまして、不採択という決定をいたしました。以上です。 まず、議会においては人事権がないということでございます。 また平岡医師と院長の診察

)議長(橋詰 啓史君) 他に質疑ありませんか。

【「質疑なし」という人あり。】

○議長(橋詰 啓史君) それでは、これより討論を行います。嶋村議員。

感情です。まさしく一条の光が差したようなものだと私は町民が感じたと思っております。突然理由もなく平岡医師が雇い止めで国 三年三月に常勤内科医師として平岡医師が着任し、結果、請願趣旨にも記しているとおり、平岡医師の丁寧な対応と的確な治療のお 審査の採択が行われました。採択結果は溝田委員長報告のとおりであります。不採択の意見として、請願者が請願趣旨として述べて に努めていただくことが病院改革の第一歩と考えております。平岡医師の再任を求め、 員での採用であれば喜んでお受けいたします」と回答しております。平岡医師に再度着任していただき、町民の国保病院の 保病院を去る事実が明らかになり、町民の怒りが爆発したと思われます。本会議での国保特別会計の補正予算案にもあるとおり、ま かげで、多くの町民が国保病院での診療を受けながら雄武町で暮らすことへの安心感を持つことができました。 療体制の不備に対し町民の不信感が募り、結果、町内民間クリニックを受診する町民が大多数になるという状況でありました。 町長の専権事項なので難しい、これを不採択の理由として挙げております。大変残念なことと思います。長年にわたる国保病院の診 いた平岡医師の再任要請への議員としての自らの意見を述べることなく、石井町長に平岡医師の再任の意思が感じられない、人事は さに国保病院は危機的な経営状況であります。全町挙げての病院改革に取り組まなくてはなりません。幸い、平岡医師は「町の正職 義文君) 私は採択すべきで意見を述べさせていただきます。十一月三十日開催の総務文教常任委員会において請問 請願採択の賛成討論とします。 素直な、 率直な町民

(橋詰 啓史君) 次に請願の原案に反対の議員の発言を許します。遠藤議員。

じています。請願に対しては不採択の立場です。その理由は、総務文教委員会の中で町長は「平岡医師に戻ってきてもらっても内部 は おります。 いて議会が病院人事に介入することは将来的に町にとって良い結果につながっていません。それゆえ、 四番 織としての信頼を持てない」と発言されました。 ない」とよく言われますが、残念ながら私は「何をされているのだろう」という印象を持っています。 (遠藤友宇子君) 町長は病院改革を選挙公約で当選されたのですから、 委員会での審議を通じまして、請願者の皆さんの声を直接聞かせてい 病院の人事に関して議会は権限を持っていません。 真摯に取り組んでいただきたいです。町長は「何もしてないわけで ただき、病院改革の必要性を感じて 今回の請願に対しては不採択 自分の調べでは、 そして同時に歯がゆさも感 他の町にお

次に原案に賛成の議 、の発言を許します。 佐藤議

援の延長で自宅での医療であるとか、介護であるとか、自宅での看取りなども可能になってくる。そういう可能性を秘めた町民の方 々の気持ちを大切にしたいということで、私は請願には賛成いたします。 の後ろではやられていたんですけれども、 総務文教委員会の中でも申し上げたとおり、仮に平岡医師が戻ってきて国保病院に常勤医師として勤めていただければ、 総務文教委員会でも何度も話しましたとおり、 今回は請願ということで、その声を町長に直接届けるという意味は大きくあると思いま 町民の方々が不慣れな状況で請願をされて、 署名活動もそ

○議長 (橋詰 啓史君) 次に反対の議員の発言を許します。 柳原議員

報告に対して賛成反対ということで述べるんじゃないんですか。違いますか。 する賛成か反対かだと思うんですよね。今ちょっと発言がごっちゃになって採択不採択のほうに行っておりますので、これ委員会の (栁原 発言の前に、議長にしっかりとしたコントロールをお願いしたいんですけども、 これは委員会の報告に対

啓史君) 違います。何回も言ってますように、請願の原案に対しての賛成反対です。

ます。 タートになることを期待し、不採択のほうの、反対でいいんですか、反対したいというふうに思います。 ずれてくるということをこれまでの議会の議論の過程で認識いたしました。国保病院を良くしたいという思いは同じでありますの うことから、不採択にしたいというふうに至りました。これ討論ですので、条件を付けるべきではないというふうに思いますが、雄 いて、人事権を持つ町長の発言から、ごく近い将来、実現の可能性はないというふうに判断をし、請願の趣旨の実現はできないとい するにあたり、請願者の方々や町長から参考人招致した際の議事録を読み直しました。そこで実現の可能性はあるかという判断にお の可能性があるか、さらに町村の権限、議会の権限事項に関する事項であるかなどが判断の基準とされています。今回、 機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、 請願は平岡医師の再任に向けた行動を要請というものでした。これ何度も言ってますけども、請願は住民自治の立場から住民の代 十二分に承知しております。今回の平岡医師の退職と病院の改革の必要性を一緒くたに議論すると、焦点がぼやけてしまい、 町立国民健康保険病院、以下、国保病院と言わせていただきます。に対する町民の方々の中において様々な意見があるというのは 批判ばかりするのではなく、今回のこの請願を契機に、 請願の採択は法令上の基準はありませんので、委員会の自主的判断によりますが、一般的には願意が妥当であるか、次に実現 (栁原 浩之君) はい、分かりました。では私が述べさせていただきます。私はこの請願の採択に反対いたします。 次に請願の原案に賛成の委員の発言を許します。 議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めるためであり どうすれば国保病院が町民の方々の理想とする病院になるかを考えるス 採択を判断

発言なし。】

啓史君)

啓史君) ないようですので反対の議員の発言を許します。

だって、そういう発想の議論になると請願の趣旨から外れてしまいます。そのことが町民の方々が分かるかというと、なかなか理解も、議論が色んなほうに分散をしてしまったように聞いております。それは病院、あそこが悪いここが悪い、これはダメだからどうから町民の方々の願意は非常によく分かります。今回、一般緊急質問から始まって、今回色んな一般質問の中で、今回の補正予算も中砲火があります。議会とはそういうもんだというふうに私は認識をしておりますし、そういう考え方でやってきております。です ります。議会がこれを受けても、町がノーと言えばダメなんです、これ。それをもって請願した方々は議会は何をしてるんだって集います。私が、例えば紹介議員になるんであれば、この方法は取りません。この方法は簡単に不採択という結論を最初から見えてお町がやらないと言えばダメなんです。今回の件も人事でございます。人事が一旦辞めたものをまた戻せという、そういう請願でござ から私が受けた請願に対しましては町の傘下、担当部局に相談をし、可能かどうか。町部局、町長のほうに可能かどうか。予算が絡決定の人事権、予算権というのがありまして、それが議会がひっくり返すっていうのは並大抵でないというふうに思いますし、です す。ですから先ほど言いましたように、私が紹介者であれば違う方法を取ります。もう少し色んな話をどういうふうに持っていくか かにも、いやいや、町民の願意が分かったから良いだろうっていうことで、こういう議論に収まるっていうのは非常に残念なんでの賛成のことを言いましたけども、やっぱり議会ルール、いつも私議会ルール言いますけども、外れてしまうんです。それで、何っ 受けてそれができるかどうか、議会が受けていいかどうか、非常に悩みました。勉強もさせていただきました。実は予算ですから、 ざいました。それは、紹介議員がいないとできないというのがひとつのルールであります。ですけども、私が受けた時も、 いう、これを一概にどうするかっていう予算を否決する訳にもいかなかった訳です。その予算を否決、感情的にですよ、予算を否決 ました。それは採択していただいて日の目を見ることができた訳でございます。そんなことがありますんで、色んな病院改革に対し むことですから、ある程度の算段をいただいた中で請願をして、議会に諮ったという経緯がございます。それは採択をしていただき っていうことをやるというふうに私は思っております。やっぱり急ぎすぎるもんですから右往左往してしまう。やっぱり町のほうの できないんだろうなというふうに思います。ですから紹介する側も非常に責任が重いというふうに思います。先ほど嶋村議員が請願 けた時に、要するに今回の件は人事の件でございまして、私も予算が絡む事の請願でありました。非常に、要するに町民から請願を てるんだとか、この議員は賛成だとかって、そういう議論も聞いておりますけども、議会はそういう発想で動いてないというふうに います。ですから今、討論の中でも言われたように、病院は、 は町民の方々、不平不満あります。それも私、重々承知をしております。そういうことの議論になっていくと、あの議員は反対し 柳原議員が話してくれたとおりであります。町民の方から請願を受けて紹介をする議員がおりまして、それが嶋村議員でご をして、通していただいたという経過がございます。今、請願に対しての色んな決め事、議会での決め事とか色んなこ 議員生活の中で、請願これが二つ目だというふうに思っております。一つ目 要するに今の補正予算も含めた中での末期的な状況になっていると

議をしていただいたことに感謝を申し上げて、私の討論といたします。 平岡医師の再任に関しては日の目を見ないだろうという思いでおりましたし、これだけ、要するに総務常任委員会がご苦労をして会 ますけども。これはやっぱり真摯に取り組んでいかなきゃならないだろうというふうに思います。そんなことも含めて、私は、この た時だって、結果的にはその委員長報告でパタッと終わらせてしまうという、それが現実だったんです。 なことをやろうとするのがなかなかやってないのは現実なんです。過去、私、一般質問でも言ったから、 病院のことは町民の方々が言われて、声高々に言うんですけども、基本的な調査をしたり、基本的な思いを病院から聞いたり、そん するということになれば、 からといって、ガンガンガンガン叩いていいのかっていうのは、叩かれるだけのことしか町長してないんだから、しゃあないと思い かということを、やっぱり真摯にやらなきゃダメなんです。私方の任期もあとわずかですけれども、ずっと思ってるんですけども、 やっぱりこの病院改革については町長の取組に対しても、それは町の方々の不安もありますし、私もおかしいと思ってます。だ やっぱり議会は感情的にならずに色んな精査をして、要するに、どういうふうにすれば町民の方々の願意に答えることができる 病院はパンクしてしまいます。ですから賢明な判断で予算が通ったということもあるんでしょう。ですか そういうこともあります 委員会で病院と懇談を持つ

○議長(橋詰 啓史君) 次に賛成の議員の発言を許します。

【発言なし。】

を求める請願についての、これを採択することに賛成の方の起立を求めます。請願を採択です。 を求める請願についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択であります。 二号 (橋詰 平岡医師の再任を求める請願についてを採択することに賛成の方は起立願います。 啓史君) 他にありませんね。ないようですので、これで討論を終わります。これより請願第二号 もう一回言います。 平岡医師の再任 平岡医師の再任

【起立少数(福原議員、嶋村議員、佐藤議員)。

啓史君) 三名、 起立少数です。起立少数ですので請願第二号は不採択とすることに決定しました。